

小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)をご利用の皆様へ 利子補助制度のご案内

申込期間【令和8年分】
令和8年4月1日(水)～令和8年12月31日(木)

※土日祝日、年末年始は窓口はお休みです。郵送申請は消印有効です。

ご利用いただける方

令和8年1月1日～12月31日の間に、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の利子支払いがある区内小規模事業者（区内に主たる事業所を有する個人事業主又は本店を有する法人）

利子補助率

令和8年1月～12月に支払った
利子の

30%

補助対象期間

初回の利子支払日の属する月
から

36か月間

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)とは

小規模事業者の経営をバックアップするために無担保・無保証人で商工会議所の推薦に基づき融資される日本政策金融公庫の公的融資制度です。

詳細は東京商工会議所杉並支部にご確認ください。

お問い合わせ先

- 利子補助制度について
杉並区産業振興センター
就労・経営支援係
TEL 03-5347-9182 FAX 03-3392-7052
- マル経融資の申込等について
東京商工会議所杉並支部
TEL 03-3220-1211 FAX 03-3220-1210



申請に必要な書類等

提出書類

- ・ 申請書兼請求書兼口座振替依頼書(第1号様式)
 - ・ 振込口座の通帳のコピー(表紙及び見開き1ページ)
- ※申請様式は杉並区産業振興センター窓口からお持ちいただくか、杉並区公式ホームページから出力してください。



杉並区公式ホームページ
様式はこちらから出力できます。

【注意事項】

- ・ 申込期間内に申請がなかった場合にはその年度の利子補助はできません。
- ・ 補助対象期間中は毎年度、利子補助の申請が必要となります。

提出方法

杉並区産業振興センター就労・経営支援係に提出書類を持参又は郵送してください(郵送料は申請者のご負担となります)。

交付決定・不交付決定

申請書類の受理後、内容を審査し、交付決定または不交付決定を行います。なお、決定内容につきましては、郵送で通知します。

補助金の振込み

交付決定通知書に記載した補助金額をご指定の口座に振込みます。なお、補助金額の振込みは、毎年3～4月頃に行う予定です。